
令和 7 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

～循環型社会白書に関する説明資料～

令和 7 年10月

環境省 環境再生・資源循環局 循環型社会推進室



第五次循環型社会形成推進基本計画について

循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

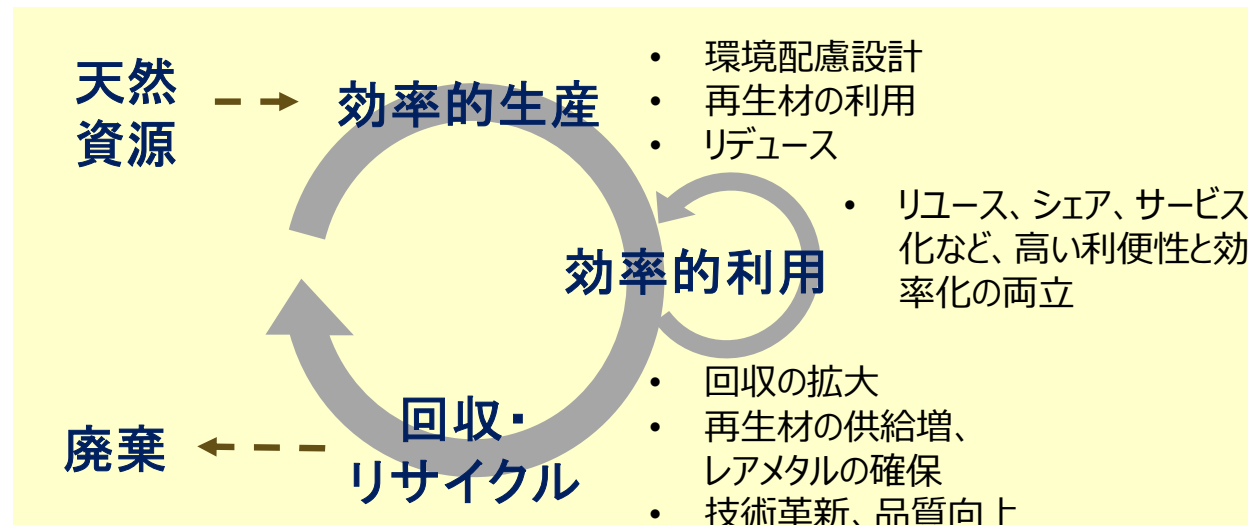
天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

第五次循環基本計画の閣議決定



- 「第五次循環型社会形成推進基本計画 ～循環経済を国家戦略に～」を、令和6年8月2日に閣議決定。

循環型社会形成推進基本計画
～循環経済を国家戦略に～

令和6年8月

背景等

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

概要

課題

- ① 気候変動への対応・生物多様性の確保
- ② EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③ 人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略として位置付け

循環経済を実現し、社会的課題を同時解決

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

第五次循環基本計画について



計画の構成

< 1 > 我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋（循環経済先進国としての国家戦略）

< 2 > 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

< 3 > 目指すべき循環型社会の将来像

< 4 > 各主体の連携と役割

< 5 > 国の取組

5つの柱
（重点分野）
ごとに提示

< 6 > 循環型社会形成のための指標及び数値目標

< 7 > 計画の効果的実施

循環型社会の全体像に関する指標
及び取組の進展に関する指標を設定

5つの柱（重点分野）

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり

2. 資源循環のための事業者間連携による
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

3. 多種多様な地域の循環システムの
構築と地方創生の実現

4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行

5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

循環経済（サーキュラーエコノミー）への 移行加速化パッケージ

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

EU

- 循環経済の取組が加速化し、**制度・規制等も次々と導入**。
- 重要鉱物のサプライチェーン強靱化が活性化、**EU域内での資源循環を強化**。

廃自動車（ELV）改正規則案（2023年発表）

➢ 再生プラ25%使用義務化案等

バッテリー規則（2023年施行）

➢ 廃バッテリーの回収義務化、バッテリー製造時の再生材利用の義務化等

エコデザイン規則（2024年施行）

➢ 各製品の設計ガイダンスによる循環性製品の明確化
➢ デジタル製品パスポートを通じたトレーサビリティの確保
➢ 売れ残った繊維製品・履物の廃棄を禁止

グローバル企業

- 世界的な企業でも**ブランド価値向上**の観点から**再生材を利用する動きが加速**。
- 自社製品の回収を進めることで、**自社サプライチェーン内での再生材の資源循環を強化**。

アップル

再生材・再生利用可能材料のみを利用した製品製造を目指す。製品の9割を占める14品目の再生利用を推進。既にMacBookやAppleWatchの特定ラインは再生アルミ100%。

Microsoft

2030年までに「廃棄物ゼロ」、2030年にはデバイス自体を100%リサイクル可能にすることを目指す。

ルノー・グループ（自動車）

車両の70%以上にプラスチック廃材などを材料としたりリサイクル素材を使用し、95%をリサイクル可能とした、循環型経済に貢献する新モデルを発表。

日本

（注）数字は年間の値

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存
（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約38兆円）

焼却処理等

食品ロス：

焼却 約472万トン



プラスチック：

焼却 約510万トン
（廃プラの約7割）



衣類：

焼却・埋立 45万トン
※ 排出される衣類の95%



海外輸出

金属：

鉄スクラップ 685万トン、銅スクラップ 39万トン、
アルミスクラップ 47万トン

プラスチック：

約125万トン（再生プラの約75%）

廃食油：

約12万トン（回収量の約3割）



**廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につなげる
経済社会システムへの転換が必要**

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの基本的な考え方



- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
- 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
- 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進

廃棄物等の再資源化例

- ・ 家電、パソコン等の小型家電、蓄電池等（都市鉱山）から金・銀・銅やレアメタル等の金属を回収し、再資源化
- ・ プラスチックを回収し、再度プラスチックとして再資源化
※ ペットボトルをペットボトルに水平リサイクルする等
※ 世界で自動車製造において再生プラスチック活用動き
- ・ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の建設廃棄物の再資源化
- ・ 農山漁村のバイオマス資源（木材、農作物非食用部、家畜排せつ物等）を徹底活用
- ・ 下水汚泥からリンを回収し、肥料化
- ・ 商慣習見直しや食品寄附促進等の食品ロス削減の推進・食品循環資源の飼料化・肥料化
- ・ 廃棄物焼却時に発生する熱を利用した発電
- ・ 衣料品のリペア、リユース



循環経済への移行を進め、廃棄物等の再資源化を質・量両面の水準を引き上げることで以下を達成

・ 9割以上が中小事業者であり、全国各地で廃棄物処理・リサイクル
・ 資源循環業として、付加価値を生み出すことで地域経済へ貢献

・ 地域の資源循環のマネージャー兼コーディネーターであり、関係者間の連携・協働を促進して、地域の循環資源を活用した取組を創出

廃棄物処理・
リサイクル業者

製造業

自治体

国民・消費者



・ 環境配慮設計、再生材の使いこなしにより、ブランディング力を向上させ、グローバルな競争力を強化

・ 3R+Renewable、分別排出の徹底など、資源循環に配慮したライフスタイルに積極的に関与し、循環型社会づくりに貢献

地域の特性を活かした循環資源や再生可能資源の活用



鹿児島県大崎町

リサイクルの町から、世界の未来を作る町へ

- 埋立処分場の逼迫を背景に、住民・企業・行政が一丸となって、ごみの分別とリサイクルを促進。

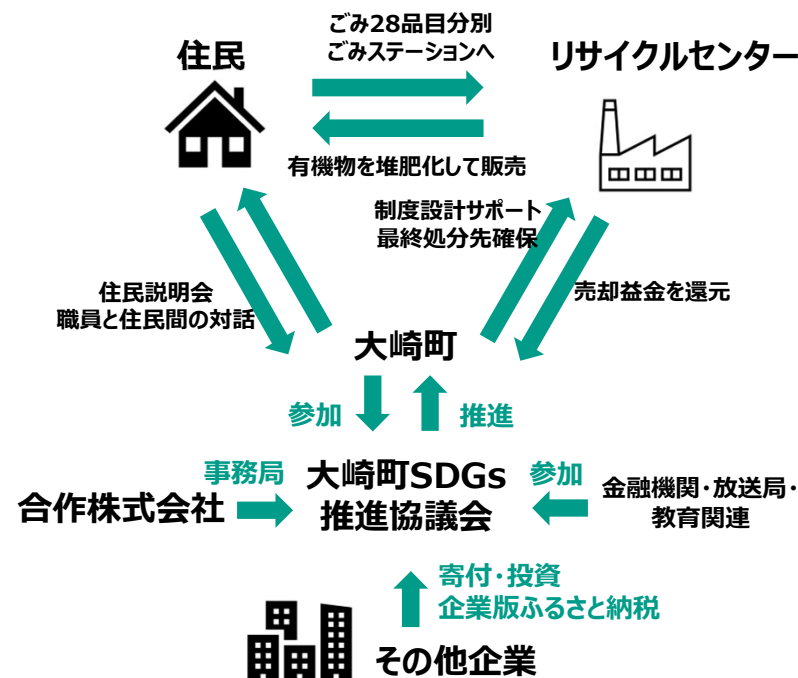


出所：大崎町ホームページ「大崎町のSDGs(持続可能な開発目標)に関する取組」
(https://www.town.kagoshima-osaki.lg.jp/ke_kikaku/sdgs.html)

取組の効果

- 町内のごみのうち83%が再生資源へ
- 一人当たりごみ処理事業費9,364円
(2021年3月31日時点。全国平均の約2/3)
- 資源ごみ売却で売却益金約725万円
- リサイクルセンターで約40人程度の雇用創出
- 共同分別による集落コミュニティ機能の醸成

出所：大崎町SDGs推進協議会「大崎町の取り組み | OSAKINIプロジェクト」
(<https://www.osakini.org/base/>)



出所：日経BP総合研究所
「ごみ分別を起点に「サーキュラーヴィレッジ」を目指す、大崎町(2021年12月14日)」
(<https://project.nikkeibp.co.jp/atclppp/071300035/112900005/>)

資源循環自治体フォーラム創設と 再資源化ビジネスの創出について

資源循環自治体フォーラム創設と再資源化ビジネスの創出①

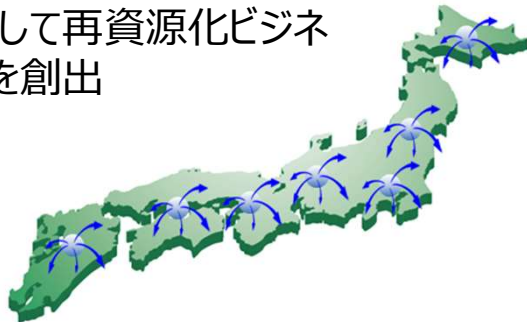
資源循環自治体フォーラム創設

CE事業を全国に横展開
(国、47都道府県、約1,700市町村)



全国7地域で
立上げ

自治体と企業・スタート
アップのマッチングや関連
する各種支援策等と連
携して再資源化ビジネ
スを創出



CE：サーキュラーエコノミー

検討ステージ

自治体CE診断 / ビジョン・モデル作成



- ・現状把握
- ・ポテンシャル
- ・改善提案

50自治体
公募

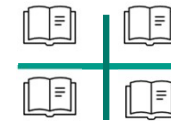
CEビジョンの策定



- ・持続可能な地域社会
- ・安心して豊かに暮らし
- ・活力ある産業と経済

支援ツールの整備

CEガイダンスの提供



類型別



効果算定

中核人材養成プログラム



- ・プロジェクトマネージャーの役割
- ・地域情報の把握方法
- ・地域課題の整理、分析方法
- ・効果的な広報戦略

実証ステージ

モデル実証事業

・地域課題にCEの取組でアプローチする循環型ビジネスモデル構築実証事業を創出。

【地域の主な課題】

- ・地域経済の衰退
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・廃棄物処理コストの負担
- ・森林資源の荒廃

プレイヤー

14自治体
公募

支援企業
公募



【CEの取組】

- ・省資源・廃棄物の発生抑制
- ・製品等の長期使用・有効利用
- ・資源の循環利用・再生利用
- ・再生可能資源の利用

(例) 地域課題である放置竹林の問題を解決するため、竹を主材料とした魅力的な商品の製造、販売を実施。製造工場では、地域の人材の雇用を創出。

・全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した自治体・企業・スタートアップ等のマッチングや、これと連携したビジョン作成、モデル実証、中核人材育成、技術実証・設備投資の促進、市町村の施設整備等の支援を通じ、資源循環ビジネス創出を支援する。

資源循環自治体フォーラム創設と再資源化ビジネスの創出②

地域の資源を最大限活用するため、①調査・モデル実証、②技術実証、③リサイクル設備投資支援等により、
地域の循環資源の回収・再資源化を促進する

社会実装ステージ

地域資源の活用の例

- ・小型家電/食品廃棄物/容器包装・プラスチック廃棄物/自動車/家電/建設廃棄物
- ・太陽光パネル
- ・SAF
- ・リユース

リサイクル関連設備の例



容器包装リサイクル推進施設



ごみ飼料化施設

具体的な取組例

○小型家電リサイクル

レアメタル等の資源の国内循環の確保

- ・小型家電製品の排出実態調査
- ・GIGAスクール構想で全国に配備された端末の適切な処理支援
- ・小型家電リサイクルの関係主体の優良事例の公表



自治体での
ピックアップ
回収

○市町村のリサイクル施設整備支援

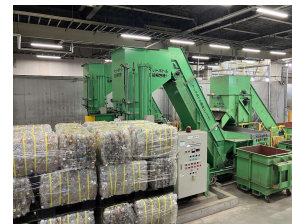
280億円(R6補正、R7予算)

市町村が行うリサイクル施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化。

- ・マテリアルリサイクル推進施設の新設、改良
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設、改良



<リサイクル施設（外観）>



<リサイクル施設（内観）>

○地産地消型資源循環加速化

20億円(R6補正)

地域で排出される再資源化が困難な循環資源であって、主に焼却・埋立てされている廃棄物（複合素材（金属・木材・プラ等）、焼却灰や建設系の木質廃棄物等）を再資源化するために必要な支援を行う。

- ・再資源化の事業性調査
- ・技術実証
- ・設備補助



設備の導入が促進され、先進的な事業の内容やノウハウが全国で共有されること等により、地域の循環資源を最大限活用する新たな事業が形成され、地域課題の解決や地域経済の活性化につながる。

再資源化事業の高度化について

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

第213回通常国会で成立
令和6年5月29日公布
令和7年2月1日一部施行



- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分量の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



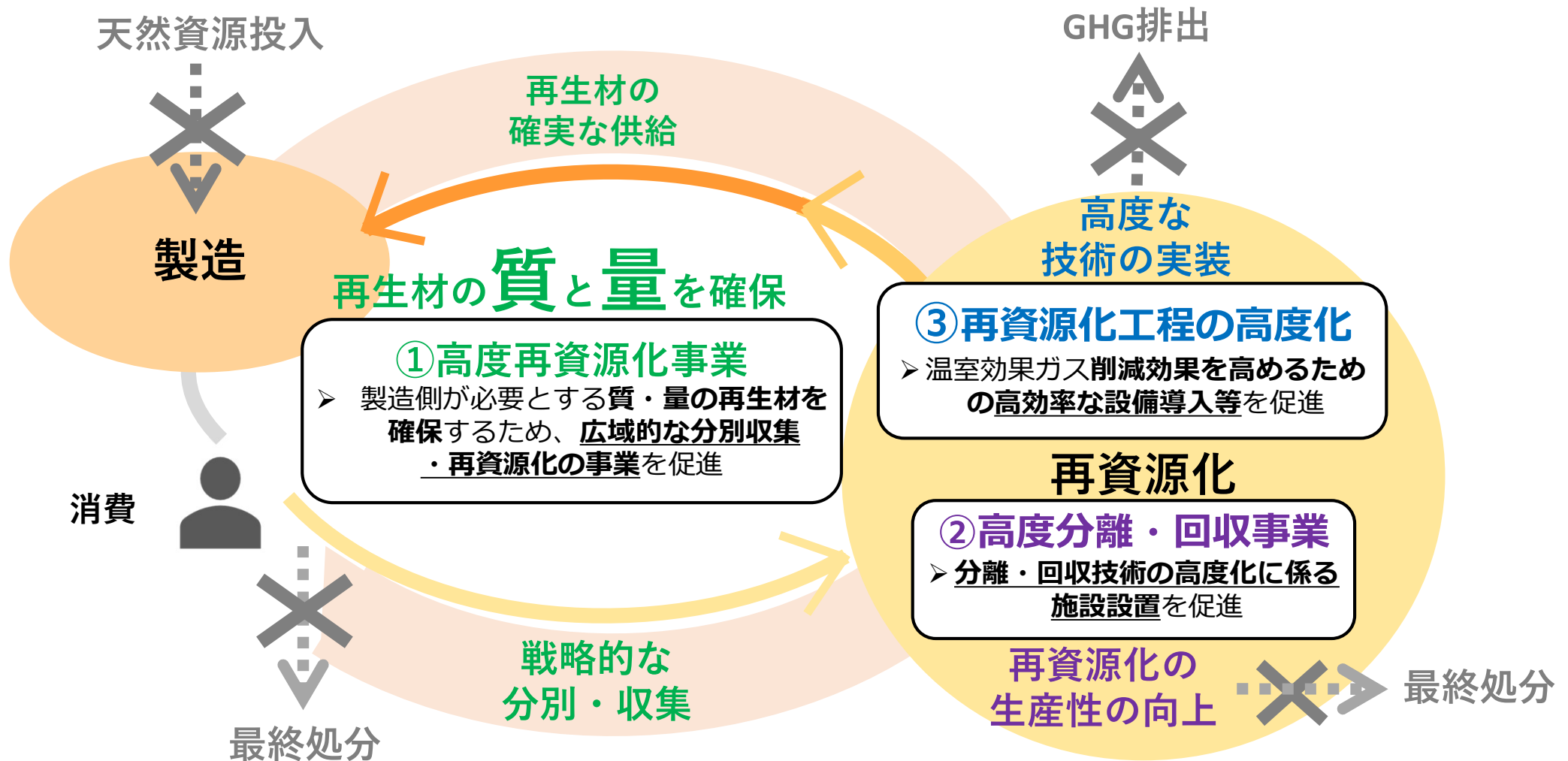
例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

プラスチック資源循環の促進について

製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】 ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  <付け替えボトル>
販売・提供	【使用の合理化】 ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  <ワンウェイプラスチックの例>
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】 ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <プラスチック資源の例> 【製造・販売事業者等による自主回収】 ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <店頭回収等を促進> 【排出事業者の排出抑制・再資源化等】 ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

プラスチック汚染対策の条約策定に向けた交渉状況



2022年3月の国連環境総会（UNEA）で、法的拘束力のある国際文書（条約）を策定するための**政府間交渉委員会（INC）**の設置を決議。**2024年末までに条文案の合意を目指す**ことが盛り込まれた。決議名『**プラスチック汚染を終わらせる**』。→ 作業完了（条文案の合意）を目指していたが合意に至らず、今後、**再開会合で交渉を継続**。

決議内容

条約に盛り込む事項（抜粋）

- ・**ライフサイクル全体**をカバーする包括的アプローチ
 - ・**持続可能な生産と消費**（製品設計や適正な**廃棄物管理**、循環経済手法を含む）
 - ・**国別行動計画**（策定・実施・更新）
 - ・**途上国支援**（能力開発・技術・資金）
- 等

INCで議論すべき事項（抜粋）

- ・**資金メカニズム**のあり方
 - ・国別の事情に基づく猶予・配慮等
 - ・プラスチック汚染に関する科学的、社会経済的情報の提供メカニズム
- 等

政府間交渉委員会（INC）交渉スケジュール

2022年 3月 UNEA決議5/14 採択

準備会合：5/30～6/1@セネガル（手続規則案等を策定）

INC1：11/28～12/2@**ウルグアイ**（議長選出）

2023年

INC2：5/29～6/2@**フランス**（条文案の作成を決定）

INC3：11/13～19@**ケニア**（条文案初版を議論）

2024年

INC4：4/23-29@**カナダ**（論点ごとに交渉）

専門家会合：8/26-30@バンコク（規制と資金を議論）

INC5：11/25-12/1@**韓国**（条文案全体を交渉）

2025年

再開会合：8/5-15@**スイス**（条文案の交渉を継続）

→合意に至らず

次回の再開会合の開催日程は未定

ご清聴ありがとうございました。